

あかつき苑
地域密着型通所介護及び
介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、有限会社相模テクノが開設する地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス事業所「あかつき苑」(以下「事業所」という。)が行う通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の従業者が要介護状態にある高齢者(以下、「要介護者等」という。)に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業員は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び必要な日常生活の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。

4 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 あかつき苑
- 二 所在地 埼玉県大里郡寄居町大字西ノ入1799番地1
- 三 事業単位 1単位
- 四 定員 14人

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 1人以上
生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に応じ、職員に対する事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
- 三 看護職員 1人以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- 四 介護職員 1人以上

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

五 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 全日(ただし、12月31日から1月3日までを除く。)
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時から午後5時までの8時間とする。

但し、前後3時間の延長サービスの提供ができる。

(サービス提供の留意事項)

第6条 地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの留意事項は次のとおりとする。

- 一 地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの提供に当たっては、次条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 二 通所介護従業者は、地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。
- 四 地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスは、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。
特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
- 五 サービスの利用に当たって、主治の医師からの指示事項等がある場合には、申し出ること。
 - 2 利用に当たって、体調不良等によって通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(通所介護計画の作成)

第7条 管理者は、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するものとする。

- 2 管理者は、前項の通所介護計画を作成したときは、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- 3 第一項の通所介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。
- 4 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実

施状況及び目標の達成状況を記録する。

(利用料その他の費用の額)

第8条 地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担割合の額とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一 次号に定める通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用

ア 通常の実施地域を越えてから片道10キロ未満 440円

イ 通常の実施地域を越えてから片道10キロ以上 500円

二 食材費 一食当たり 500円

三 おやつ代 一日当たり 100円

四 おむつ代 実費

五 その他日常生活上の便宜に係わる費用 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、大里郡寄居町及び深谷市の地域とする。

(緊急時における対応方法)

第10条 地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 利用者に対する指定地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。 3 利用者に対する指定地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第12条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(苦情処理)

第13条 指定地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕の提供に係る利用者及びそ

の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護〔通所介護相当サービス〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（運営推進会議）

第 14 条 事業所が行う指定地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員及び地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成するものとする。

3 運営推進会議の開催はおおむね 6 月に 1 回以上とする。

4 運営推進会議は指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

（個人情報の保護）

第 15 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 16 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）虐待の防止のための指針を整備する。

（3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

（4）前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 17 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものと

し、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、有限会社相模テクノ代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

以 上

附則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

平成24年11月1日改訂

平成25年1月1日改訂

平成26年1月1日改訂

平成27年8月1日改訂

平成30年4月1日改訂

令和 3年12月1日改訂